

使用済燃料再処理機構 2021 事業年度 事業計画

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」(以下「法」という。)第48条に基づき、2021 事業年度における使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)の事業計画を次のとおり定める。

2021年3月

使用済燃料再処理機構
理事長 佐藤 敏秀

【機構を取り巻く状況】

第5次エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)においては、核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組み、再処理やプルサーマル等を推進することとしている。また、原子力については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けられ、2030年度時点の電源構成において原子力発電比率は20～22%程度との見通しが示されている。

こうした中、核燃料サイクルの要である再処理工場及びMOX燃料加工工場について、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)は、それぞれ2020年7月、2020年12月に新規制基準への適合性確認等に係る事業変更許可を取得し、その上でしゅん工時期をそれぞれ2022年度上期、2024年度上期へ変更し、新規制基準への適合をはじめとした一層の安全性向上対策に取り組んでいる。また、日本原燃は、安全管理を徹底しつつ、品質保証活動の改善を進め、地域社会から信頼されるよう努めている。

一方、電気事業者は、2020年12月に新たなプルサーマル計画、2021年2月に具体的なプルトニウム利用量等を示すプルトニウム利用計画を策定している。

機構は、上記の状況を踏まえ、今後とも安全を最優先に、再処理等を着実かつ適切に実施していくため、2021 事業年度の事業計画を次のとおり策定する。

【2021 事業年度の事業計画】

1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

(1) 使用済燃料再処理等実施中期計画の変更

法第45条第1項後段の規定に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、電気事業者のプルトニウム利用計画や日本原燃の再処理工場及びMOX燃料加工工場の暫定の操業計画を踏まえ、使用済燃料再処理等実施中期計画の変更を適切に行う。

(2) 使用済燃料の再処理等の業務の実施

機構は日本原燃に対し、再処理等の業務の一部を委託している。その日本原燃に対して、業務の実施状況、事業費の積算内容、支出実績等の確認を通じて、再処理等が着実かつ適切に実施されていることを、客観的かつ継続的に確認していく。

また、日本原燃の品質保証活動について確認するとともに、安全を最優先として、取組みが効果的に機能するよう、発注者の視点から助言・提言等を実施する。

再処理工場及びMOX燃料加工工場については、日本原燃においてしゅん工に向けた工事等が進められているところであるが、その工程の進捗状況の把握等を的確に行い、日本原燃がしゅん工及び安全・安定操業に向けた取組みを確実に実施していることを確認していく。

(3) 再処理関連加工の委託の準備

再処理関連加工の実施にあたって、法第42条の規定に基づき、委託の認可及び委託契約の締結に向けて準備を進める。

2. 拠出金の収納等

法第4条第2項及び第3項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、拠出金単価を適切に定める。

法第41条第2号等の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者から拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

3. その他業務運営に関する重要事項

業務の質の向上に向け、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。また、業務運営にあたっては、立地自治体等との信頼関係に十分配慮する。

(1) 業務の継続的な評価・改善

機構の全ての役職員が、効率的な業務運営の意識を徹底し、業務実施サイクルの継続的な評価・改善を実施することにより、効率的かつ適切な業務運営を図る。

(2) 内部統制・ガバナンスの強化

役職員の行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を遵守し、適切な労働時間管理の下、業務を適正に実施するとともに、実施状況の確認・評価・改善を行いながら、さらなる内部統制・ガバナンス強化を図る。

(3) 適切な情報発信

国民等の理解と協力を得られるよう適時わかりやすい情報発信に努めるとともに、業務運営の透明性を確保し、信頼性を高めていく。

（４）人材の活用

人材を適材適所で活用するとともに、業務を通じて習得した知見・知識の共有などにより、再処理等業務に幅広く対応できる能力の拡充に努め、効率的かつ適切な業務運営を図る。

（５）情報セキュリティ対策

役職員の情報セキュリティへの更なる意識向上を図りつつ、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策等のシステムの運用・管理を適切に行うとともに、業務情報の管理を適正に行い、情報セキュリティの確保に万全を期す。

以 上